

ドコモCS北海道では、働く社員一人ひとりが自らの生活と仕事を両立させていけるように、様々な制度を用意しています。

## 各種制度

出産・育児関連		介護・看護関連	
特別休暇 (有給)	出産	予定日前6週目～出産後8週目までの期間内で、必要な期間を取得可能。	
	育児時間	生後1年に達しない生児を育てる女性について、1日の中で2回まで休暇時間を利用可能。	
育児休職		満3歳に達するまでの子を有する社員が育児専念のため、申し出ることにより休職。	
短時間勤務		小学校3年生以下の子どもを有する社員が1日の勤務時間を短縮して勤務できる。	
介護の短期の休暇		介護する家族1名に対して、1年度につき5日が付与される。	
看護休暇		同居親族や子どもの健康診断、配偶者の出産等の事象毎に1年度で5日まで利用できる。	
介護休職		家族の介護のため、一定期間の休業を申出ることにより休職。同一介護人に対して原則1年まで(最長1年6か月)。	
短時間勤務		介護をしている社員が1日の勤務時間を短縮して勤務できる。(最長で3年)	
共通			
ライフプラン休暇 (有給)		年次休暇の一部を繰り越したり、勤務年数に応じて付与される休暇制度。「リフレッシュ」「育児」「介護」等の他、ボランティアや不妊治療、配偶者の出産、子の学校行事への参加等については日・時間単位でも取得できる。	
育児・介護のための	時間外勤務の制限	小学校3年生以下の子の養育または家族の介護を行う社員は、申出により一定期間は24時間/月、150時間/年を超えて勤務させられない(最長で1年)。	
	時間外勤務の免除	小学校就学の始期に達するまでの子の養育または家族の介護を行う社員は、申出により時間外を免除される。	
育児・介護等による退職者の再採用		育児や介護、配偶者の転勤等で退職した社員が一定期間内に再就職を申し出した場合に、会社の選考に基づき再採用を行う。(短時間勤務も可能)	

※上記各制度は無期雇用社員が対象であるため、雇用区分により一部条件が異なったり適用されない制度もあります。